

社会福祉法人東蒲原福社会

役員等の報酬の支給に関する規程

平成 4年 3月 18日制定

平成 22年 3月 19日 全部改正

平成 28年 12月 8日 改正

(定義)

第1条 定款第8条及び第21条に規定する役員等の報酬及びその支給については、この規程の定めるところによる。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。

(報酬の金額)

第3条 報酬として支給する金額は、次のとおりとする。

理事長	年額	18万円
理事	年額	9万円 (ただし、施設長である理事には支給しない)
監事	年額	9万円
評議員	年額	1万5千円

2 役員等の報酬の支給基準は、次のとおりとする。

(1) 役員等の報酬の支給基準

役職名	支給基準
理事長	1施設 60,000円 × 3施設 180,000円
理事	1施設 30,000円 × 3施設 90,000円
監事	1施設 30,000円 × 3施設 90,000円
評議員	1施設 5,000円 × 3施設 15,000円

(報酬の支給日)

第4条 役員への報酬の支給日は、6月に開催される定時理事会当日とする。

2 評議員への報酬の支給日は、定時評議員会当日とする。

(月割計算)

第5条 新たに役員等となった者には、その月から報酬を支給する。

2 役員等が退職し、または解任された場合にはその月までの報酬を支給する。

(報酬の支払方法)

第6条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成22年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。